

浦添市技能労務職等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成 24 年 4 月 1 日

1 現状

地方自治体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員に比べ高額ではないかとの国民等からの厳しい批判・指摘がなされております。

また、市職員の給与等の公表においても、民間企業従業員との比較やラスパイレス指数比較などの内容を住民に対して周知することとされております。

民間と比べ給与水準が高いとの指摘を真摯に受け止め、民間の同種の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度及び運用が喫緊の課題であります。

(1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢（平成 24 年 4 月 1 日現在）

職 種	浦 添 市			都道府県		沖 縄 県	
	人数	平均年齢	平均給与	平均年齢	平均給与	平均年齢	平均給与
工 手	人	歳	円	歳	円	歳	円
	2	58.9	428,639	50.2	398,758	51.3	390,928

(注) 1 「平均給与」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

2 民間には工手と類似する職種が見当たらないため、比較対照から削除している。

(2) その他技能労務職の給与に関する事項

ア 給料表 現業職給料表を採用しています。(国の行(二)と同じ)

イ 手 当 扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

※手当の主な内容は次のとおりです。

手当の名称	手当の内容（月額）		国の制度との異同
扶養手当	配偶者	13,000 円	同
	その他	6,500 円	
	1 人（配偶者なし）	11,000 円	

住居手当	借家 持家	27,000 円限度 2,500 円	異
通勤手当	通勤距離 2 km 以上に支給		異
期末勤勉手当	期末手当 勤勉手当	2.60 月分 1.35 月分	同

(注) 平成 25 年 4 月 1 日より、所有にかかる住居手当は廃止されました。

ウ 昇給基準 昇給基準については、次表のとおりです。また、昇給月を毎年 1 月と定め、それぞれの勤務実績に応じて昇給を実施しています。

	昇給基準 昇給区分	A	B	C	D	E
		極めて 良好	特に 良好	良好	やや良好 でない	良好で ない
制度完成時（平成 23 年 1 月～）	一般職員	8 以上	6	4	2	0
	〃（55 歳以上）	4 以上	3	2	1	0

2 基本的な考え方

平成 12 年の地方分権一括法の施行以来、各自治体では、自らの判断と責任のもと、自主的・主体的な行財政運営が求められてきております。また、現在の厳しい行財政環境の下、分権型社会及び高度化・多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を発揮するという地方自治運営の基本原則に則り、財政の健全化を推進するとともに、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適正管理・配置に努めていかなければなりません。

一方、「民間にできることは民間に」という時代の流れを的確に捉え、業務の民間委託・移譲、指定管理者制度などの導入が進められてきております。

こういった状況の中、当市においては、技能労務職員の退職不補充、調理業務の民間委託を実施し、平成 22 年度中に市長部局の技能労務職員（調理員）の職種を変更しました。

残る水道部工事についても市民の理解と納得を得るため、市広報やホームページ等を紹介して、今後も適正化への取り組みを推進していく必要があります。

3 これまでの取り組み内容

年度	取り組み（行革）	取り組み（給与）
平成 20 年 4 月 1 日	2 箇所ある学校給食調理場のうち 1 調理場の調理業務の民間委託実施	(1) 現業職給料表から国の行政職給料表（二）へ移行（通し号給から級号給制へ） (2) 特殊勤務手当を整理（10 手当→6 手当へ）
平成 22 年 4 月 1 日	残る学校給食調理場の調理業務の民間委託実施	(1) 現業職給料表 5 級継ぎ足し号給の廃止（93 号給→69 号給へ） (2) 5 級に在級していた職員の給料月額を 4 級へ在級調整
平成 22 年 10 月 1 日	保育所調理員の調理業務の民間委託実施	特殊勤務手当を整理（6 手当→3 手当へ）